

一般財団法人 大阪デザインセンター
役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人大阪デザインセンター(以下「本センター」という。)定款第26条の規定に基づき、役員報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 常勤役員とは、役員のうち本センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- 4 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- 5 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- 6 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本センターは、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の年間報酬は、700万円以内で理事長が決定する。
- 3 弁護士又は公認会計士である非常勤の役員が、理事会又は評議員会に出席するときは、一日当たり2万円の報酬を支払う。
- 4 役員に対して、退職手当は支給しない。

(旅費交通費)

第4条 役員に支払う旅費交通費は、実費精算による。

(その他の経費)

第5条 役員が職務の遂行に当たって負担する、または負担した旅費交通費以外の費用については、原則として前もって支払うものとし、前払いが不可能な場合には請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第6条 この規程を改廃するときは、評議員会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から適用する。